

瑞穂市 第2次総合計画

後期基本計画

令和3年3月
瑞穂市



未来へつなぐ瑞穂市の創造を目指して

瑞穂市は、揖斐・長良の清流の恵みを受け、ゆたかな水と緑のあふれるまちとして発展してきました。同時に、幾度となく水害に見舞われ、そのたびに人々は助け合いながら絆を育んできた歴史があります。

近年、グローバル化や情報化により、世界は目まぐるしいスピードで変動しています。地方自治体を取り巻く情勢や課題も常に変化しており、従来と同じ施策では地方自治の根幹である住民福祉の増進に寄与できない場面が増えています。そのような中で、当市を含め、全国の地方都市が、少子高齢化対策、若者の定住促進、交流人口や関係人口の拡大に奮闘しています。

「瑞穂市第2次総合計画」を策定してから早いもので5年が経過しました。計画においては、当初より『安全で安心して暮らせるまち』『便利で快適に暮らせる美しいまち』『心が通う助け合いのまち』『夢あふれ希望に満ちたまち』『活力あふれる元気なまち』を目標に掲げています。今もなお、まちの将来像「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を実現するため、さまざまな施策を展開し続けています。私も策定から関わったこの計画は、当初の計画で打ち立てたまちの将来像や基本構想を引き続き目指しながら、次のステージ「後期基本計画」へ突入していきます。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機の中で迎える令和3年、アフターコロナを見据えた令和7年まで、SDGs の概念を取り入れた誰一人取り残さないまちづくりを進めます。デジタル化を一層推進し、医療・福祉・教育などの市民サービスをより向上させるため、デジタル・トランスフォーメーションという時代の変化に即し、組織やルールを変革することで、世代を超えて個々を尊重し合える社会や一人ひとりが最適で活躍できる社会を目指して施策を展開していきます。

施策の効果を十分に発揮させるためには、市民の皆さま一人ひとりに、自分たちのまちとして『瑞穂を愛し』『瑞穂を誇りに思い』『瑞穂を育てる』という意識を持っていただくことが不可欠と考えます。新たな社会に向けて、市民の皆さまと対話を重ねることで互いに高め合いながら、全力で「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」をつくりあげてまいります。

結びに、後期基本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどさまざまな機会を通じて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまをはじめ、策定にご尽力をいただいた多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

令和3年3月

瑞穂市長

森 和之



目次

序 論	1
1. 計画策定の背景	3
2. 計画の位置づけと期間	4
3. 計画の策定体制	5
4. 本市の現状	6
5. 計画の施策体系	9
6. S D G s について	11
7. 重点施策について	14
8. 計画の推進に向けて	19
9. 基本目標の見方	20
後期基本計画	23
資料編	75
1. 基本構想（前期基本計画より）	76
2. 統計資料から見る本市の現状	83
3. 関係団体調査結果	100
4. 瑞穂市総合計画策定条例	103
5. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱	104
6. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員名簿	106
7. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム名簿	107
8. 策定の経緯	108



序論

1. 計画策定の背景

本市では、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な市政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や県の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成28（2016）年3月には「瑞穂市第2次総合計画」（以下、「前期計画」という）を策定し、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を将来像に掲げて、変化の激しい時代の荒波を切り切る様々な施策・事業に取り組んできました。前期計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAIの普及等、さらなる高度化が進みましたが、令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、本市においても国内外の移動制限等により経済的な打撃を受ける等、いまだ収束が見通せない状況にあります。

いわゆる「ポストコロナ」の時代に向けて日本全体で様々な取組が進められているところであり、例えば、旅行・観光・宿泊業等においては国内旅行の需要喚起や感染予防の徹底、飲食業においてはテイクアウトや店内感染防止の対応、製造業においては国内生産への回帰、通勤においてはテレワーク・リモートワークの推奨等、「新しい生活様式」を取り入れて新型コロナウイルスと共存しながら感染拡大を予防し、経済活動を続けていく取組が進められています。

このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の収束も見据えながら、これまで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形でブラッシュアップを行い、行政と住民とが手を携えて、ともにまちの明るい未来を築くことが出来るよう、このたび「瑞穂市第2次総合計画後期基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

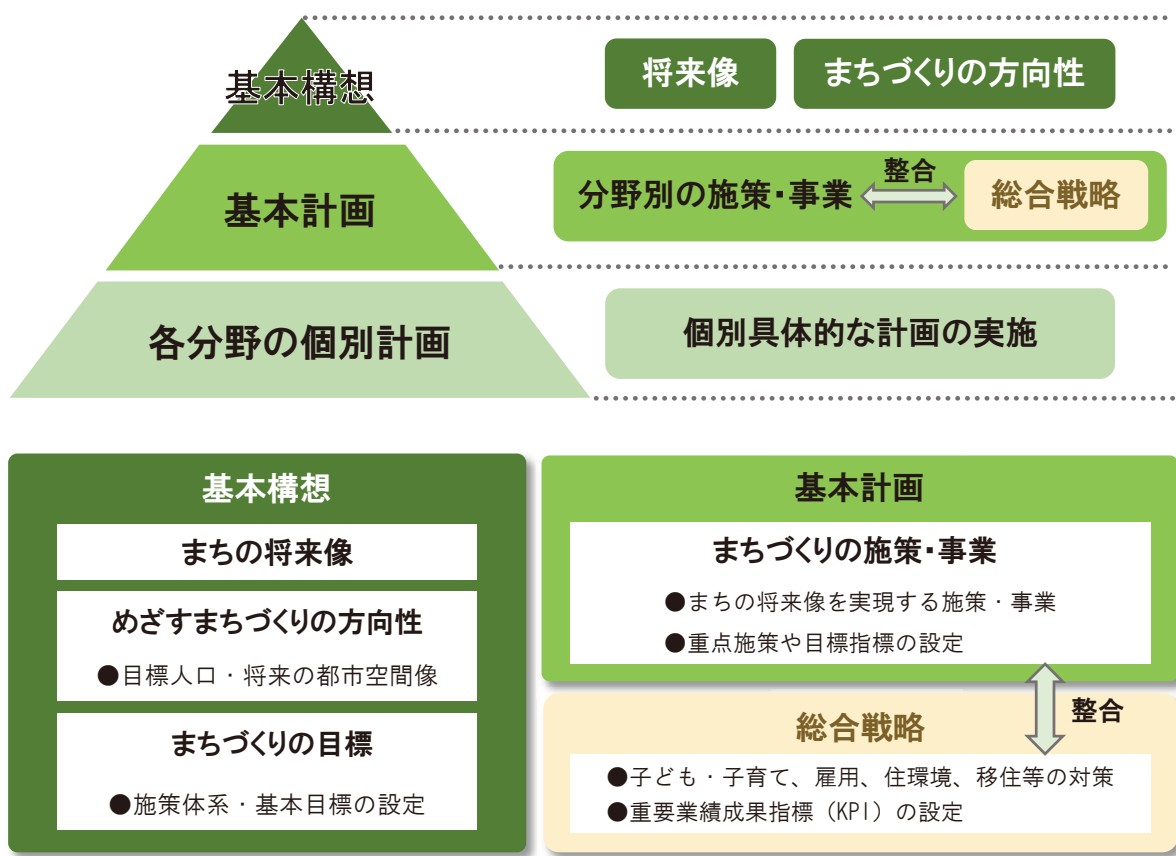
これからも行政と住民との協働により、希望でつながり豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、前期計画の基本構想で掲げた将来像を達成するために、「育」「住」「安」「活」を基本的な視点として、本計画の施策・事業を力強く推進していくものとします。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、本市のすべての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）との関係が深いことから、本計画で示す重点施策や各分野の目標指標等については総合戦略との整合性を図ります。

また、本計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

◆総合計画と総合戦略の位置づけ◆

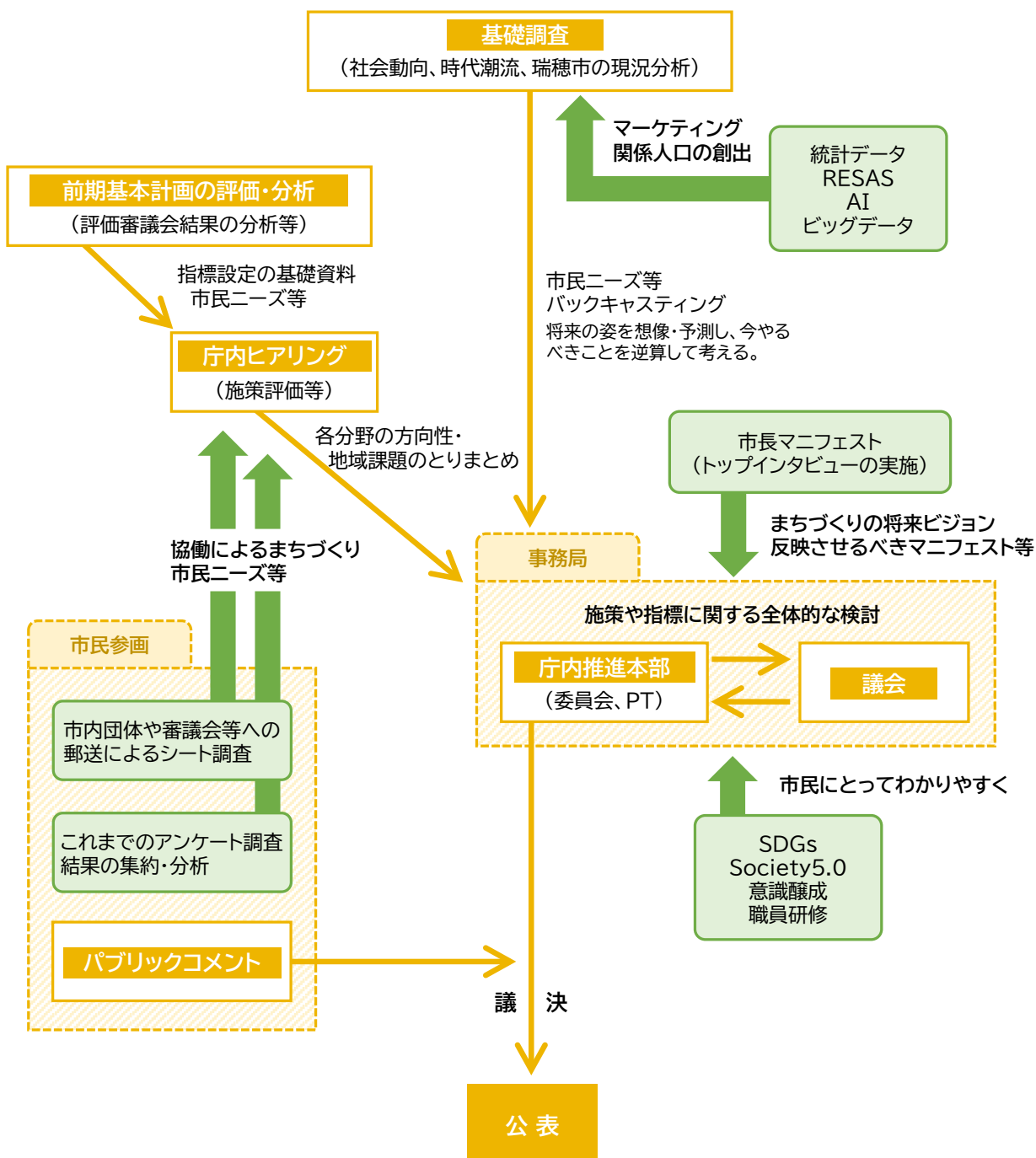


◆計画の期間◆

和暦(年度)	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和6	令和 7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画	基本構想（10 年間）									
	前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	第1期総合戦略				第2期総合戦略					次期戦略

3. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、住民と行政の協働・連携により、今後のまちの将来像の実現のための計画として検討を重ね、実効性の高い計画とすることを目指しました。

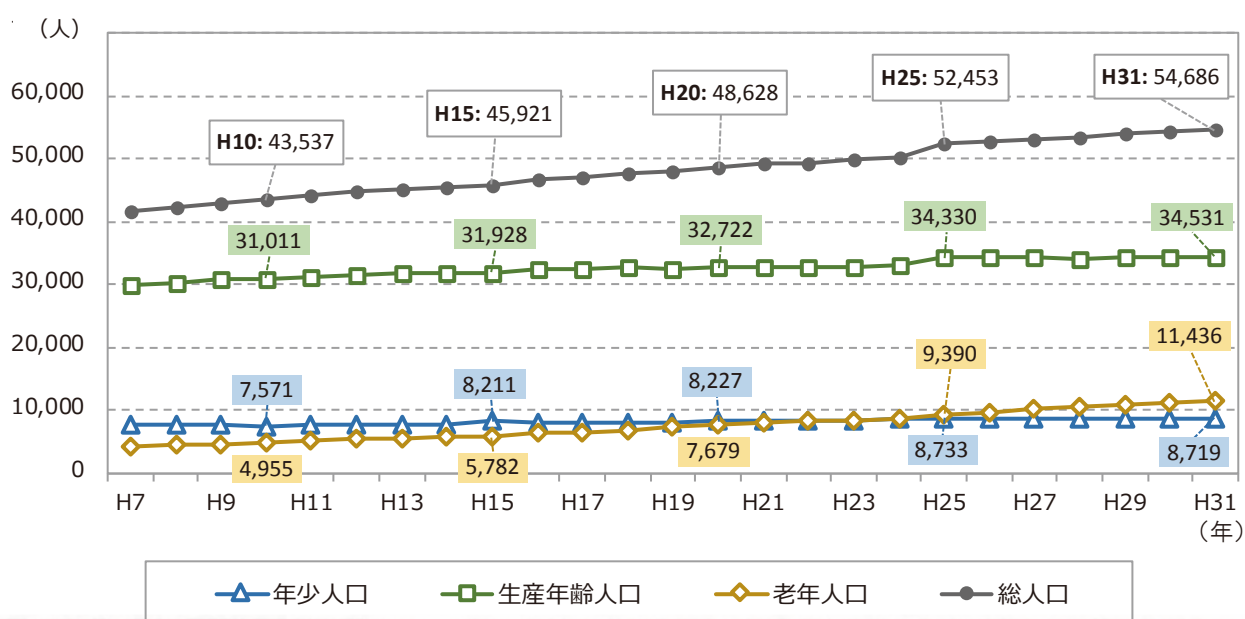


4. 本市の現状

(1) 人口の推移

近年は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は横ばいで推移し、老年人口（65歳以上）は徐々に増加しています。また、人口構造については、全国及び県と比べて、男女とも50歳未満の割合は高く、55歳以上の割合が低くなっています。

◆人口の推移（3区分別人口）◆

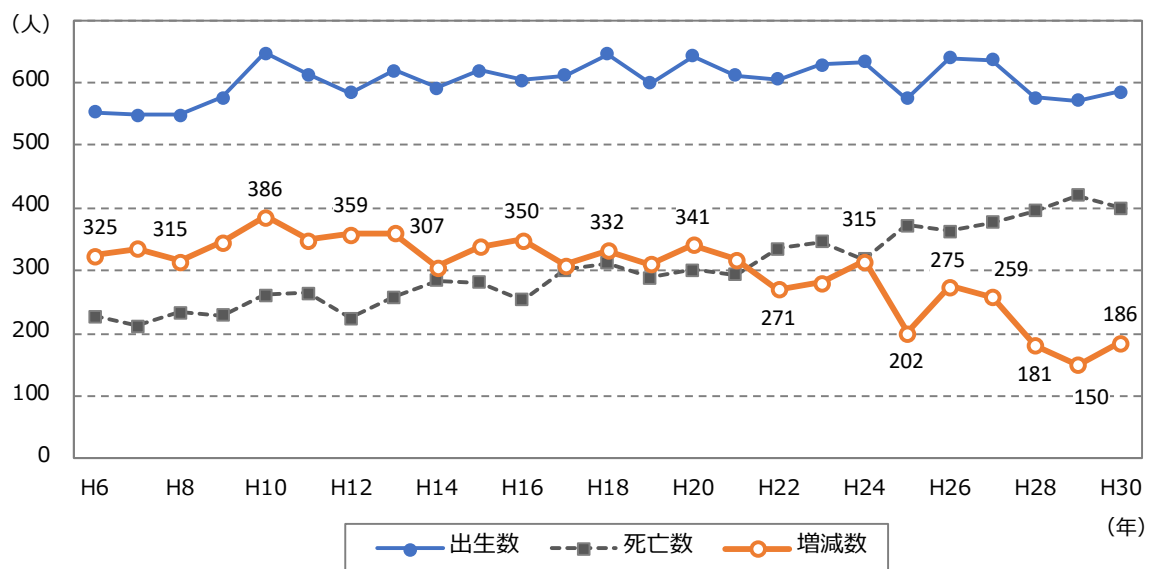


資料：総務省「住民基本台帳」 ※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

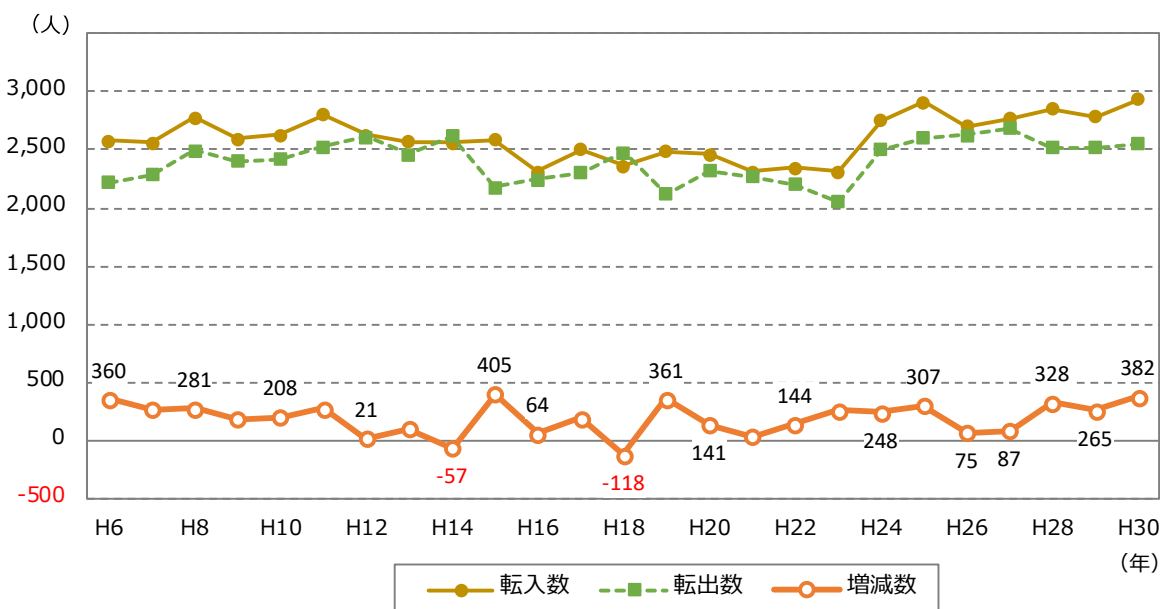
(2) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）は増加で推移しており、社会増減（転入数と転出数の差）は、平成 14（2002）年と平成 18（2006）年を除いて増加で推移しています

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」

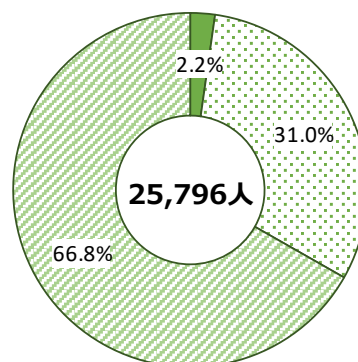
※H6～H24 は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、H25～は各年 1 月 1 日～12 月 31 日

(3) 産業別就業人口

産業別就業人口を見ると、第3次産業が最も多く、第1次産業は少なくなっています。

男女別産業別就業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「建設業」の順となっており、女性では「卸売業・小売業」が最も多く、次いで、「医療・福祉」、「製造業」の順となっています。

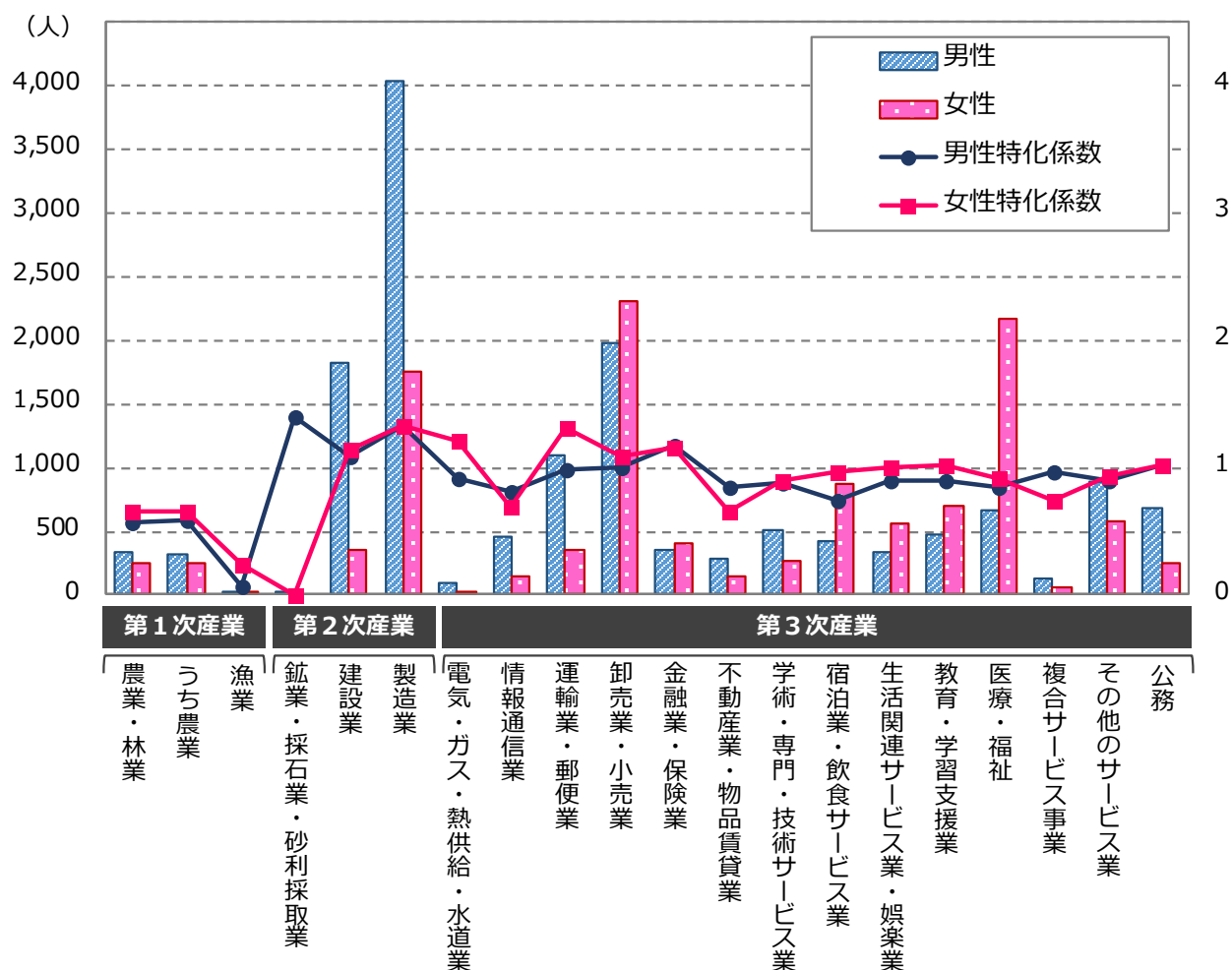
◆産業別就業人口◆



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

資料：国勢調査（総務省）平成27年

◆男女別産業別就業人口◆



※統計資料から見る本市の現状については、資料編に掲載。

5. 計画の施策体系

前期計画の基本構想（資料編に掲載）による施策体系により、まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGsの視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

◇基本目標1. 安全で安心して暮らせるまち

- いつ起こるかわからない災害への備えや防災体制等の充実を図ります。
- 日常生活を脅かす事故や犯罪等の防止に努めます。

◇基本目標2. 便利で快適に暮らせる美しいまち

- 人々の交流があり、日常生活における利便性の高い生活環境を整備します。
- まち（市街地）と緑のバランスを保ち、うるおいある豊かな生活環境を整備します。
- 地域の美化や安全・安心の確保について、地域の住民相互の支え合いを促進します。
- 市民の居住継続を促すよう、より良好な住環境づくりに取り組みます。

◇基本目標3. 心が通う助け合いのまち

- 年代や障がいの有無にとらわれることなく、すべての市民が、地域の支え合いやふれあい等を通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会環境を整備します。
- 適切な医療体制を整えつつ、市民の健康づくりを支援します。
- 地域で支え合う福祉環境づくりに取り組みます。

◇基本目標4. 夢あふれ希望に満ちたまち

- 子どもが生まれ、健全に育ち、「瑞穂人」となって住み続けられるようにします。
- 地域固有の資源や歴史・文化、スポーツの価値や魅力を再認識し、市民が相互に共有し、まちや地域への誇りや愛着を向上させていきます。
- 学校教育の充実や地域の文化を未来に継承するまちづくりに取り組みます。

◇基本目標5. 活気あふれる元気なまち

- 市の特産品のブランド化や多様な雇用を生み出す基幹産業の振興、活性化を促します。
また、潜在的な地域固有の資源を見直して活かし、発信します。
- 農業・商業・工業の基幹産業の活性化とともに観光・交流面の強化に取り組みます。

◆共通目標. 持続可能な都市経営のまち

- 行政改革の継続的な推進、公共施設等の適正な維持管理や再編も視野に入れた、行政経営の視点に立った健全な行財政運営を推進します。
- 市民が主体の協働のまちづくりを進めていくため、多様な主体が共に考え、支え合いながらまちづくりに協力していくことができる体制を構築します。

将来像

誰もが未来を描けるまち 瑞穂

基本視点

1. 育（未来） 子ども・地域・産業を育む
2. 住（暮らし） 良好な住環境を維持・向上する
3. 安（守り） 安全・安心な暮らしを守る
4. 活（輝く） まちの資源や人を活かす



基本目標	施策分野	重点 施策	共通 目標
1 安全で安心して暮らせるまち	①治水・防災 ②防犯・交通安全	重点的に取り組む施策を抽出して設定	持続可能な都市経営のまち ①行政運営 ②財政運営 ③協働 ④情報
2 便利で快適に暮らせる美しいまち	①都市基盤 ②交通基盤 ③上水道・下水道 ④自然・衛生環境		
3 心が通う助け合いのまち	①地域コミュニティ ②高齢者福祉 ③地域福祉 ④障がい者福祉 ⑤児童福祉 ⑥社会保障 ⑦医療・健康 ⑧人権・平和		
4 夢あふれ希望に満ちたまち	①子育て支援 ②学校教育 ③生涯学習・地域文化		
5 活気あふれる元気なまち	①農業 ②商工業 ③観光・交流		

6. SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取組を推進することとします。



《SDGsにおける2030年までの17のゴール》

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な生産消費形態を確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■SDGs と施策分野との関連性（一覧） ※施策分野ごとに該当する主な SDGs

	基本目標1		基本目標2				基本目標3				
	安全で安心して暮らせるまち		便利で快適に暮らせる美しいまち				心が通う助け合いのまち				
★SDGs（17のゴール）	① 治水	② 防犯・交通安全	① 都市基盤	② 交通基盤	③ 上水道・下水道	④ 自然・衛生環境	① 地域コミュニティ	② 高齢者福祉	③ 地域福祉	④ 障がい者福祉	⑤ 児童福祉
1. 貧困をなくそう 							○	○	○	○	○
2. 飢餓をゼロに 							○	○	○	○	○
3. 健康と福祉 						○	○	○	○	○	○
4. 教育 							○	○	○	○	○
5. ジェンダー平等 							○	○	○	○	○
6. 安全な水の供給 					○						
7. エネルギーの確保 			○								
8. 雇用と経済成長 			○	○							
9. 強靱なインフラ・産業の基盤整備 	○		○	○	○						
10. 不平等の是正 							○	○	○	○	○
11. 安全な居住環境の整備 	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 生産と消費形態の確保 			○	○							
13. 気候変動対策 						○					
14. 海の豊かさの保全 	○				○	○					
15. 陸の豊かさの保全 	○		○		○	○					
16. 平和と公正の確保 		○					○	○	○	○	○
17. パートナーシップによる施策の推進 				○							

	基本目標3			基本目標4			基本目標5			共通目標			
	心が通う 助け合いのまち			夢あふれ 希望に満ちたまち			活気あふれる 元気なまち			持続可能な 都市経営のまち			
★SDGs（17のゴール）	⑥ 社会保障	⑦ 医療・健康	⑧ 人権・平和	① 子育て支援	② 学校教育	③ 生涯学習・地域文化	① 農業	② 商工業	③ 観光・交流	① 行政運営	② 財政運営	③ 協働	④ 情報
1. 貧困をなくそう	○	○	○	○	○	○	○	○					
2. 飢餓をゼロに	○	○	○	○	○	○	○	○					
3. 健康と福祉	○	○	○	○	○	○							
4. 教育		○	○	○	○	○						○	
5. ジェンダー平等	○	○	○	○	○	○				○		○	
6. 安全な水の供給													
7. エネルギーの確保													
8. 雇用と経済成長							○	○	○	○	○		
9. 強靱なインフラ・産業の基盤整備							○	○	○	○	○		
10. 不平等の是正	○	○	○	○	○	○							
11. 安全な居住環境の整備	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
12. 生産と消費形態の確保							○	○	○	○	○		
13. 気候変動対策							○						
14. 海の豊かさの保全													
15. 陸の豊かさの保全							○		○				
16. 平和と公正の確保	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
17. パートナーシップによる施策の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

7. 重点施策について

まちの将来像“誰もが未来を描けるまち 瑞穂”の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本目標と、基本目標に定める分野ごとの取り組み課題の重要度を認識し、また、今後その解決に向けて分野の取り組みをリードしていく施策を「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける施策・事業とも連動するものとします。（※下表中の【創】表示）

■重点施策一覧

分野	施策	主な事業・概要
治水・防災	○消防団員の確保	○団員確保対策（PR事業等）の実施 ・ 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保します。
	○災害に強い住環境の整備	○建築物等耐震化促進事業 ・ 住宅の耐震性向上等のための耐震診断や補強工事等への支援を行います。
都市基盤	○駅周辺の活性化	○JR穂積駅周辺整備事業【創】 ○JR穂積駅圏域拠点化構想推進事業【創】 ・ 地域住民の生活環境を踏まえつつ、JR穂積駅利用者の利便性に即した駅周辺の新たな賑わいづくりについて、市内商工業関係者等を交えながら事業計画等を策定し、駅利用者の利便性向上とこれに連動する商機喚起による地域の再生・活性化を促進します。
上水道・下水道	○污水处理施設の整備	○公共下水道事業 ・ 公共下水道区域を拡大します。また、下水道未供用区域については、浄化槽の設置を促進します。
高齢者福祉	○地域包括ケアシステムの構築	○地域包括ケアシステム構築事業【創】 ○介護人材育成促進事業 ・ 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい等のサービスが一体的に提供される仕組みを構築します。 ・ 生活支援サービスに関わる団体・NPO・ボランティアを支援しネットワーク構築に取り組みます。
医療・健康	○健（検）診体制の充実と医療費適正化の推進	○若年層健康診査の実施【創】 ・ 若い年齢からの健康診査を実施し、生活習慣病を予防する生活改善を支援します。 ・ がんを早期に発見し、早期に治療を開始できる体制を整備します。

分野	施策	主な事業・概要
子育て支援	○預かり施設の拡充、体制整備	○子ども預かり施設の拡充、体制整備事業 ○潜在保育士就業促進事業 ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける保育士、指導員等を確保し、受け入れ体制を整備します。 ・ 子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事の調和のとれた環境づくりを促進します。 ・ 老朽化した保育施設の建替、保全改修等を推進します。 ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける受け入れ体制を充実します。
学校教育	○安全・安心な学校づくりの推進	○いじめ未然防止教育推進事業 ・ すべての児童生徒が、安心して楽しい学校生活が送れるよう、いのちを守る防災教育を推進します。 ・ いじめ等の未然防止の取組を推進します。 ・ 不登校の未然防止、教育相談の充実等による学校支援体制を一層充実します。
	○確かな学力を育成する教育の推進	○学力向上推進事業【創】 ・ 児童生徒の「生きる力」の基盤となる基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の^{かんよう}涵養を目指す教育を充実します。
	○グローバル化対応教育の推進	○英語教育推進事業【創】 ○ICT教育推進事業【創】 ・ 英語力やICT活用能力等、児童生徒がこれからのグローバル社会に対応し、たくましく生き抜く力を育む教育を一層充実します。
	○教職員の指導力向上の取組の充実	○教員研修事業 ・ 教職員の勤務環境の改善を図るとともに、若手教員をはじめとする研修事業や相談事業等を推進することにより、教職員の資質向上を図り、教育指導体制を一層充実します。
農業	○特色ある「瑞穂農業」の促進	○PRサイトの構築事業 ○瑞穂ブランド創出事業 ・ 「富有柿発祥の地」の積極的なPRや新商品開発・ブランド化を図ります。 ・ 学校給食における地元農産物の利用等、地産地消を推進し、食育推進による食料自給率の向上を通じた地域の活性化を促進します。

分野	施策	主な事業・概要
観光・交流	○新たな賑わいの創出	○民間施設を活用した地域活性化拠点創出事業 ・ 地域活性化拠点として既存の民間施設を活用し、移住・定住に繋がる交流や賑わいの創出を図ります。 ・ 民間企業、大学、市民や団体等が連携した官民協働型の地域拠点運営を図ります。
	○地域資源のブランド創出・魅力向上	○地域ブランド戦略推進事業【創】 ・ 特産品である「富有柿」や、市内を横断する「中山道」、「美江寺宿」等を広くPRする等、まちの魅力や認知度を高め、移住や定住につながる地域資源のブランド化を図ります。 ・ 歴史探訪ネットワークの形成や歴史文化資源の保全・活用を図ります。
行政運営	○総合計画の進行管理	○瑞穂市第2次総合計画推進事業 ・ 行政評価及び予算編成と連動した目標管理を実施します。また、プロジェクトの実行性を高めるための進行管理体制を構築します。 ・ 市民の意識調査等、定期的を実施します。
	○行政評価の充実と推進	○行政改革推進事業 ・ ニーズに即した行政サービスを継続的に提供するために導入した行政評価制度を弾力的に運用することで、業務の改善を実施します。
	○組織体制の強化と人材育成	○職員育成計画推進事業 ・ 多様化・高度化する行政需要に対応できる柔軟で機動的な組織体制の再編を進めます。また、分野横断的な課題に対しては組織機構の枠を越えた総合的かつ戦略的な対応ができる組織体制を構築します。 ・ 職員資質を向上させるための研修を実施する等、職員の能力を最大限発揮できる環境を整備し、幅広い視野と企画創造力を持った人材を育成します。
	○公共施設等の適正管理	○公共施設等総合管理計画推進事業 ・ 公共施設の老朽化や少子高齢化が進む現状を踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討するとともに、長期的視点に立った計画的改修や長寿命化等による財政負担の軽減を図り、総合的な管理を推進します。
	○広域行政の推進	○広域連携推進事業 ・ 市民の生活や活動が市域を超えて広域化しており、新たな広域行政サービスの展開等、周辺自治体との連携を強化し、各地域の特性を生かした連携協約等の手法の検討を進め、広域的視点に立った行政サービスを提供します。

分野	施策	主な事業・概要
財政運営	○計画的な財政運営	○中期的な財政計画 ・市の財政状況を表す各指標の推移に留意しながら、中期財政計画に基づく財政運営を計画的に実施します。
	○適正な受益者負担と公有財産の管理	○費用負担適正化推進 ・公平性や受益者負担に基づき、費用負担の適正化に努めます。 ・公平性や受益者負担に基づく費用負担を適正に実施します。 また、未利用地や活用見込みがない土地や建物等を処分、貸付ける等、公有財産の有効活用を推進します。
	○歳入の確保	○ふるさと納税の推進 ・ふるさと納税や公民連携による事業収入等による新しい歳入源を確保します。
	○新地方公会計制度の導入・推進	○新地方公会計制度の導入 ・市民にわかりやすい情報を提供し、行財政の透明化を図ります。
協働	○魅力ある情報発信	○情報発信充実事業【創】（広報みずほ、ホームページ等による情報提供の充実、情報発信に関するガイドライン策定事業） ・若い世代の市政への関心を高めるため、まちづくりや市政に関する情報を積極的に提供する等、市民に伝えるべき情報と市民が欲しい情報とのバランスに留意しつつ、新たな情報提供手段による発信機会を充実します。
	○市民の参加・参画機会の充実	○まちづくり基本条例推進事業（ガイドライン策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催） ・市民の積極的な参加・参画を促し、市民のアイディアや意見の反映を促進します。 ・市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わっていくためのステップアップの仕組みや参加・参画の新たな手法により、若い世代でも参加しやすい環境を整備します。
	○まちづくりの担い手育成	○まちづくり基本条例推進事業（まちづくり活動組織の育成、まちづくり人材養成講座） ・多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために自らができることを考え、活動することができるような啓発活動を実施します。 ・まちづくりに関するセミナーの開催や研修等の事業を実施し、協働への意識向上を図ります。 ・まちづくりの担い手と連携を進める職員に対し、まちづくり基本条例に関する研修等を実施し協働への意識改革や能力の向上を図ります。

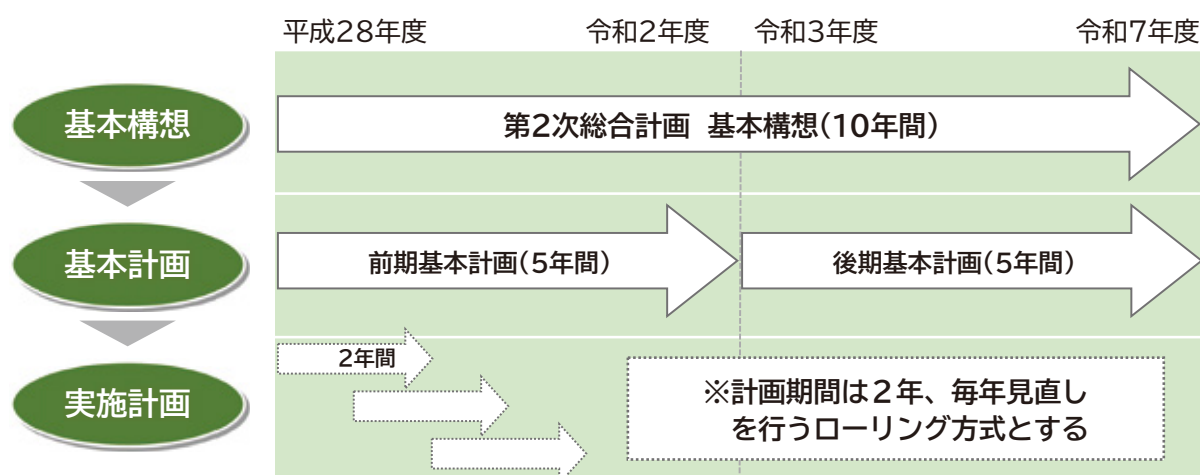
分野	施策	主な事業・概要
情報	○行政サービスの情報化推進	○行政サービス情報化推進事業 ・ ワンストップ行政サービス（総合窓口）で利用できる手続きを拡充するため、各種情報システム等の見直しを行うとともに、業務の流れや情報システム全体の最適化を図ります。 ・ 情報化への対応とともに、事務事業の抜本的見直し、経費の削減に努め、効率的効果的なサービスを展開していきます。 ・ 個人番号カードには本人確認の手段としての利用に加え、多目的な利用が想定されていることから、行政サービスへの活用を推進し、利便性の向上を図ります。
	○情報セキュリティ体制の強化	○情報セキュリティ対策事業 ・ 情報セキュリティ対策やその運用について、専門的知識を持った第三者が客観的に評価を行う「情報セキュリティ監査」を定期的実施します。



8. 計画の推進に向けて

(1) 実施計画に基づく着実な計画の推進

本計画で定める施策体系に従い、向こう2年間の「実施計画（具体的な取組）」を別に作成します。「実施計画」については毎年度の効果検証を行うとともに、ローリング方式により毎年度改訂し、本計画の施策・事業を着実に推進することとします。



(2) 全庁体制の構築と関係機関との連携

本市の最上位計画でありまちづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣市町と連携して推進してきます。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

地域住民の課題は、その当事者や家族の努力、行政の支援だけで解決できるものばかりではありません。市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開を目指します。

9. 基本目標の見方

基本目標の各分野において「目指す姿」「現状」「課題」「前期計画中の達成状況」「施策の方向性」「今後の目標指標」「関連計画」を記載しています。

■目指す姿

将来における市の姿を記載しています。この姿を実現するために、各施策の取組を進めます。

■現 状

前期基本計画期間中の取組の現状等を記載しています。

■課 題

現状を踏まえた課題を記載しています。

■前期計画中の達成状況

事業の達成状況を測るための指標を記載しています。

基本目標 2 便利で快適に暮らせる美しいまち

①都市基盤

■目指す姿

- ◇主要幹線道路網の整備にあわせて土地利用を有効に推進するまち
- ◇豊かな自然環境の中で市民が快適に生活できるまち
- ◇ＪＲ穂積駅周辺整備により、駅周辺に賑わいと活気のあるまち
- ◇徒歩による移動でも便利に暮らせるコンパクトなまち
- ◇多世代が魅力を感じる住環境が整ったまち

■現 状

- 国道 21 号や東海環状自動車道のインターチェンジ整備にあわせ、沿道への新たな産業の立地誘導等、有効かつ計画的な土地利用を進めています。
- ＪＲ穂積駅は１日あたり 18,000 人程の乗降があり、通勤・通学等の利用により混雑が発生していることから、利便性・機能性の向上が求められており、意向調査や説明会等などを開催し、駅周辺のあるべき姿への整備に向けて計画策定を進めています。
- 生活基盤となる道路、公園、下水道等の整備により、良好な住環境の維持や地域コミュニティの育成につなげています。
- 本市には河川が多くあることから、生活に身近な自然や緑を感じられる環境を守るとともに水辺を活用した親水性の高い空間づくりに取り組んでいます。
- 学術研究拠点としての機能を有する朝日大学と連携したまちづくりを推進しています。

■課 題

- 都市計画マスタープランを始めとする各種計画に基づき、少子高齢化の進展等の社会潮流を考慮した市街化整備や集約型都市構造への再編、東海環状自動車道インターチェンジに近接する地域の開発等、適切な土地利用を推進する必要があります。
- ＪＲ穂積駅周辺は、乗降者数が多いものの市の玄関口としての賑わいが感じられない側面もあるため、整備事業やソフト事業の実施により、賑わいの創出と地域の活性化が求められます。
- 住宅地や市街地において人口の高齢化が進むとともに、身近にあった商店等の減少により徒歩圏での日常生活の維持が困難等の問題が生じている地域があるため、地域課題への対応が求められます。
- 全国的に増加傾向にある空家等で、防災・衛生・景観等の管理が不十分なものについて、適正な管理が求められます。

■前期計画中の達成状況

指標	単位	前期計画策定時	R1 (2019) 実績値
駅利用者の満足度	%	-	27.6
公園・緑地整備（１人当たりの面積）	m ²	6.36	6.39

■施策の方向性

施策の内容	主な事業
(1) 市全体の総合的かつ計画的な土地利用計画の推進 ・ 社会情勢の変化に対応していくため、都市計画マスタープラン等の計画を適宜改定します。	○都市計画マスタープランの見直し ○都市計画用途地域等の見直し
(2) 駅周辺の活性化 ・ 地域住民の生活環境を踏まえつつ、ＪＲ穂積駅利用者の利便性に即した駅周辺の新たな賑わいづくりについて、市内商工業関係者等を交えながら事業計画等を策定し、駅利用者の利便性向上とこれに連動する商機喚起による地域の再生・活性化を促進します。	○ＪＲ穂積駅周辺整備事業【重】 【創】 ○ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業【重】【創】
(3) 集いの場整備 ・ 地元地域との連携により街区公園の整備を推進します。	○公園・緑地等整備事業
(4) 住宅地等の整備 ・ 生活の拠点となる魅力ある商業地や住宅地の形成に向けた都市基盤を整備します。	○土地区画整理事業 ○地籍調査事業
(5) 空家等対策の推進 ・ 空家等対策計画により、空家等に関する取組を推進します。	○空家等対策事業
(6) 景観計画の策定・推進 ・ 景観計画の策定により、良好な景観の保全、形成に関する取組を推進します。	○景観計画策定事業

■施策の方向性

目指す姿を実現するための施策を記載しています。

■主な事業

「重点施策」には【重】を、総合戦略に位置付けられる施策・事業には【創】を表示しています。

■今後の目標指標

指標	単位	現状値 (後期計画策定時)	５年後 R7(2025)	10年後 R12(2030)
駅利用者の満足度	%	27.6	現状値から +5%	現状値から +10%
都市公園等面積（１人当たりの面積）	m ²	10.6	11.1	11.1

■今後の目標指標

【現状値】計画策定時
 【５年後】2025 年
 【10 年後】2030 年
 ※SDGs に合わせ 10 年後の指標も表示しています。

■関連計画

瑞穂市都市計画マスタープラン	瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略
岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	瑞穂市緑の基本計画

■関連計画

この施策分野に関連する主な個別計画を記載しています。

